EC NEWS & REPORTS ソーシャルコミュニケーション部門

発行日：２０２１年１２月２４日【NO.２５６】

女川原子力発電所２号機における新規制基準への適合性に係る工事計画の認可について

本件の概要

〇昨日（12 月 23 日），女川原子力発電所２号機の「工事計画認可申請」について，原子力規制委員会より認可をいただきました。
〇今回のＥＣニュース&レポートでは「工事計画認可申請の概要」「工事計画認可後に着手可能となる工事」および「再稼働に向けた今後の手続き」について，お知らせいたします。

【工事計画認可申請の概要】
〇工事計画認可とは，原子炉等規制法に基づき，発電用原子炉施設の詳細な設計および工事の方法について，すでに許可を受けた基本設計などに基づいた内容になっているか，原子力規制委員会の認可を受けるものです。
〇当社は，２０２０年２月２６日に，女川原子力発電所２号機における安全対策の基本方針・基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請※1」について，原子力規制委員会より許可をいただき，その後，設備の詳細設計に係る「工事計画認可申請」について審査を受け，認可をいただいたものです。

【工事計画認可後に着手可能となる工事】
〇女川原子力発電所 ２ 号機の再稼働に向けて必要となる安全対策工事のうち，追加した安全対策設備と既設設備・機器を接続する工事※など，既設設備の改造等が伴う工事については，「工事計画認可申請」が認可された後に着手することができることとされております。
〇したがって，今般の認可を受けて，今後，このような工事を進めることが可能となります。
※例：フィルタベント系の配管を既設の配管に接続する工事
なお，「フィルタベント装置」については DIGITAL　ＢＲＩＤＧＥ「どうなっているの原子力」第２回・第３回を参照

【再稼働に向けた今後の手続き】・・次ページ「参考１」「参考２」参照
〇運転管理体制などを定めた「原子炉施設保安規定変更認可申請※2」に関する審査に対しても，引き続き適切に対応していきます。
〇このほか，安全対策工事の完了に加え，「使用前事業者検査※3」や，長期間停止している設備の点検・確認といった事項についても，着実に進めることが必要です。

【参考：特定重大事故等対処施設について】
〇再稼働に必要な手続きとは異なりますが，工事計画認可から５年以内の設置が義務付けられている「特定重大事故等対処施設※4」についても，準備出来次第，速やかに設置変更許可申請を行い，審査を受けていくこととなります。

【最後に】
〇今後も，新規制基準への適合に留まることなく，原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めるとともに，これらの取り組みについて**地域の皆さまからご理解をいただくことが何よりも重要**です。
〇つきましては，本件の概要について今一度ご確認いただいたうえで，地域の皆さまとの対話活動にお役立ていただきますよう，お願いいたします。

【参考 1】用語解説

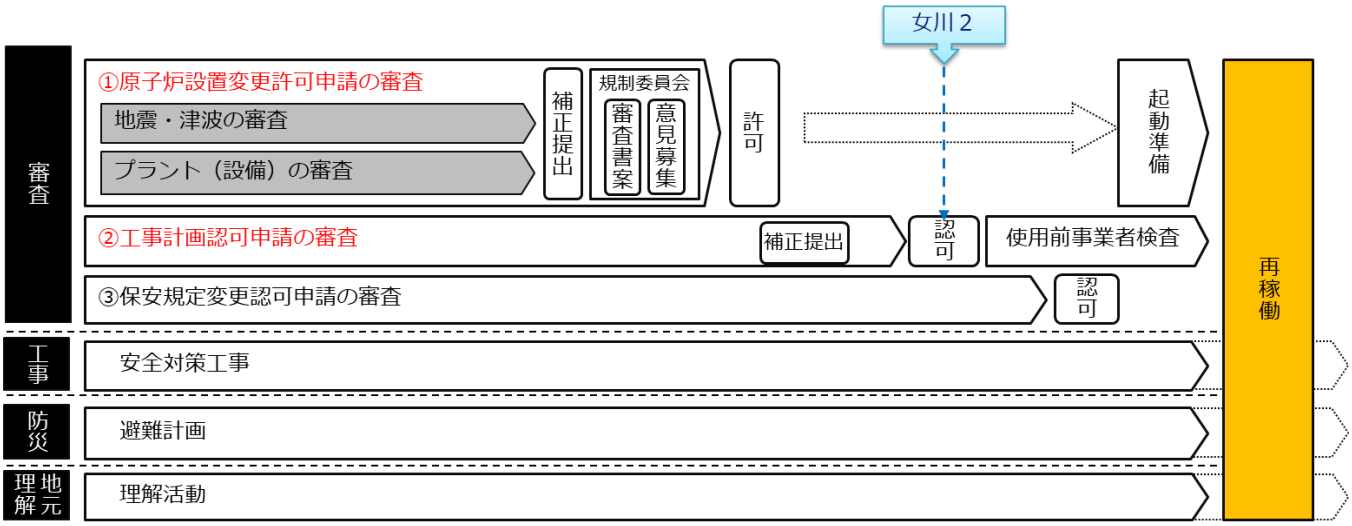
※１　原子炉設置変更許可申請
発電用原子炉施設の位置，構造及び設備，発電用原子炉設置者の技術的能力等の基本方針や基本設計が，新規制基準に適合しているかについて，審査および許可を受けるための申請。

※２　原子炉施設保安規定変更認可申請
発電用原子炉施設の保安のために必要な措置を定めている保安規定が，原子炉等による災害の防止上十分であることについて，審査および認可を受けるための申請。

※３　使用前事業者検査
設備の新規設置工事，改造・修理工事，廃止・撤去工事等を実施する場合に，原子力規制委員会規則の定めにより，工事を実施した発電用原子炉施設について検査を行うものであり，工事計画認可のとおりに工事が実施されていることおよび技術基準規則に適合していることを確認するもの。

※４　特定重大事故等対処施設
故意の航空機衝突などのテロを想定し，そのような事態でも原子炉格納容器などを冷却できるよう，緊急時制御室や原子炉・格納容器への注水機能，電源設備・通信連絡などのサポート機能を備えた施設。新規制基準では，本体施設等に関わる工事計画認可時から５年以内の設置が義務付けられている。

【参考 2】再稼働に向けたプロセス



ＱＡ

Q．原子力規制委員会から女川２号機に係る工事計画が認可されたが，受け止めはどうか。

A．１２月２３日，女川２号機の「工事計画認可申請」について，原子力規制委員会より認可をいただきました。

当社は２０２０年２月２６日に，女川２号機の安全対策の基本方針・基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請」について，原子力規制委員会より許可をいただきました。

その後，設備の詳細設計に係る「工事計画認可申請」について審査を受け，認可をいただいたものです。

なお，運転管理体制などを定めた「原子炉施設保安規定変更認可申請」に関する審査に対しても，引き続き適切に対応してまいります。

当社としては，新規制基準への適合に留まらず，原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

（関連）何をもって認可となったのか。

A．原子炉等規制法に基づき，設計及び工事の方法について，すでに許可を受けた設置変更許可申請書と整合しており，かつ，国が定める技術基準に適合していることが認められたことから認可されたものです。

Q．工事計画認可を踏まえ，今後，具体的にどのような安全対策工事を実施するのか。
（工事計画認可後にしかできなかった工事には，どのようなものがあるのか）

A．今後は，例えば高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用の軽油タンクを設置する工事や，フィルタベント系の配管を既設配管へ接続する工事などについて取り組んでいくこととしています。

※追加した安全対策設備と既設設備・機器を接続する工事など，既設設備の改造等が伴う工事については，新規制基準に係る工事計画が認可された後でないと着手することができない。

（関連）高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用の軽油タンクを設置する工事や，フィルタベント系の配管を既設配管へ接続する工事（工事計画認可を踏まえ実施する安全対策工事）は，具体的にはいつから着手するのか。

A．工事計画認可後にしかできなかった工事については，今回の認可を踏まえ，今後，具体的な工事スケジュールを調整していくことから，現時点で申し上げる段階にありません。

Q．改めて，安全対策工事の完了時期（２０２２年度）や再稼働時期はどうか。

A．安全対策工事については，２０２２年度の工事完了を目指すことに変わりはありません。
　また，再稼働に向けては，残る保安規定変更認可の審査対応や安全対策工事の完了に加え，使用前事業者検査や長期間停止している設備の点検・確認を入念に行う必要があり，これらを着実に進めた上で，早期の再稼働を目指してまいります。

Q．工事計画認可から５年以内とされる，特定重大事故等対処施設の設置変更許可はいつ申請するのか。

A．女川２号機の特定重大事故等対処施設については，現在，規制要求等を踏まえた施設の形状，構造，配置計画や概略仕様などを検討しており，ほぼ基本設計が終わったところです。
　当社としては，準備出来次第，速やかに設置変更許可申請を行いたいと考えています。

【参考：言及可】特定重大事故等対処施設

・故意の航空機衝突などのテロを想定し，そのような事態でも原子炉格納容器などを冷却できるよう，緊急時制御室や原子炉・格納容器への注水機能，電源設備・通信連絡などのサポート機能を備えた施設。
・新規制基準では，本体施設等に関わる工事計画認可時から５年以内の設置が要求されており，女川２号機の設置期限は２０２６年１２月２２日となる。

（関連）具体的に，いつ頃の申請になると考えているのか。年内になるのか。

A．当社としては，準備出来次第，速やかに設置変更許可申請を行いたいと考えているが，現時点で具体的な時期については申し上げられる段階にはありません。

以　上